

消火設備に係る IACS 統一解釈の見直し及び貨物区域の固定式消火装置の免除に関する事項

改正要領

鋼船規則検査要領 R 編
(日本籍船舶用及び外国籍船舶用)

改正理由

SOLAS 条約の防火及び消火に関する要件に対し、IACS は必要に応じて各種 IACS 統一解釈、また、IMO は IMO サーキュラーを承認し、本会はこれらを規則に取入れている。

始めに、SOLAS 条約第 II-2 章第 10.2.1.4.1 規則において、消火主管を主消火ポンプのある機関区域内の部分とそれ以外の部分とに分離する遮断弁を設置することが規定されている。また、堅固なケーシングによる保護又は「A-60」級による防熱を条件に非常用消火ポンプの給水管及び配水用配管を機関区域内に設置できることが規定されている。IACS は機関区域内を通過する非常用消火ポンプの給水及び配水用配管並びに遮断弁の配置に関する統一解釈 SC121(Rev.1)及び SC245 を既に採択している。

IACS では統一解釈について定期的な見直しを実施しているが、同統一解釈に規定されている機関区域内を通過する非常用消火ポンプの給水及び配水用配管並びに遮断弁の配置に関して明確化のために統一解釈を見直し、統一解釈 SC121(Rev.2)及び SC245(Rev.1)として採択した。

次に、SOLAS 条約 II-2 章第 10.7 規則においては、火災の危険性が低い貨物を運送する場合、貨物区域に要求される固定式ガス消火装置を免除できる旨規定されている。また、火災の危険性が低い貨物については、国際海上固体ばら積み貨物コード (IMSBC コード) 及び貨物一覧 (MSC.1/Circ.1395/Rev.4) を参照するよう規定されている。

当該貨物一覧は、IMO において定期的に見直しが行われており、2022 年 4 月に開催された IMO 第 105 回海上安全委員会 (MSC105) において、最新の貨物一覧が MSC.1/Circ.1395/Rev.5 として承認された。

今般、IACS 統一解釈統一解釈 SC121(Rev.2)及び SC245(Rev.1)並びに IMO サーキュラー MSC.1/Circ.1395/Rev.5 に基づき、関連規定を改める。

改正内容

- (1) 非常用消火ポンプの給水及び配水用配管に関する規定を改正する。
- (2) 火災の危険性が低いと認められる貨物として、最新の貨物一覧である MSC サーキュラーを参照するよう関連規定を改める。

「鋼船規則検査要領」の一部を次のように改正する。

R 編 防火構造、脱出設備及び消火設備

R10 消火

R10.2 給水装置

R10.2.1 消火主管及び消火栓

-3.を次のように改める。

-3. 規則 R 編 10.2.1-4.(1)の適用上、「消火主管を 1 台又は 2 台以上の主消火ポンプのある機関区域内の部分とそれ以外の部分とに分離する遮断弁」により分離される機関区域の外の部分は、一部であっても当該機関区域内に配設置しないこと。ただし、非常用消火ポンプの給水及び配水用配管ができる限り短く、かつ、規則 R 編 10.2.1-4.(1)の規定に従って機関区域内に設置されている場合はこの限りではない。遮断弁を取り付ける位置は、原則として居住区域内の通路又は火災制御場所とすること。暴露甲板上又は他の場所に取り付ける場合は、甲板積み貨物による損傷及びその他の機械的損傷を受けず、かつ、甲板積み貨物、貯蔵品等により当該弁の操作が妨げられない位置に取り付けること。また、暴露甲板上に取り付ける場合は、遮断弁が凍結しないよう措置を講じること。なお、遮断弁を通路に設ける場合であっても、同通路を制御場所として取り扱う必要はない。

-5.を次のように改める。

-5. 規則 R 編 10.2.1-4.(1)の適用上、非常用消火ポンプの吸水及び配水用配管が機関区域内を通過する場合、シーチェスト付き弁、ディスタンスピース及びシーチェストについては、堅固な鋼製ケーシングによる閉囲又は「A-60」級の防熱は省略して差し支えない。~~ただし、ここでいう配水用配管とは、非常用消火ポンプから遮断弁までのことをいう。~~また、管に対する「A-60」級の防熱とは、火災試験方法コードに従って「A-60」級として、本会又は本会が適当と認める機関により承認された防熱材によりそれらを被覆又は保護することをいう。

R10.7 貨物区域における消火措置

R10.7.1 一般貨物に対する固定式消火装置

-5.を次のように改める。

-5. 植物油、ラテックス及び糖蜜は、規則 R 編 10.7.1-2.にいう「火災の危険性が低いと認められる貨物」とみなす。その他のばら積み貨物については、“*International Maritime Solid Bulk Cargoes (IMSBC) Code, appendix 1, entry for coal*”（改正を含む。）及び最新の“*Lists of solid bulk cargoes for which a fixed gas fire-extinguishing system may be exempted or for which a fixed gas fire-extinguishing system is ineffective (MSC.1/Circ.1395/Rev.4)*”を参照すること。